

富山市子育て世帯外出環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市子育て世帯外出環境整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「授乳室」の普及を促進することにより、子育て世帯が外出しやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「授乳室」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 設置にあたって施設の改修工事等を要しないこと。
- (2) 利用者のプライバシーが確保された空間を提供できるものであること。
- (3) 施錠ができる構造であること。
- (4) 仕様書又は取扱説明書において「授乳用」であることが明示されていること。
- (5) 利用者が限定されないこと。

(補助金の交付)

第4条 市長は、子育て世帯の外出環境を整備するため、授乳室の設置に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、富山市内において、広く市民が利用できると思われる場所（公共施設を除く。）に授乳室を設置する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 政治団体
- (3) 宗教団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (5) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

(補助金額等)

第6条 補助金の交付の対象経費、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとお

りとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 見積書
- (2) 対象経費の積算の根拠となる書類
- (3) 授乳室の仕様書又は取扱説明書
(実績報告)

第8条 規則第12条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 対象経費の支払いを証する書類
 - (4) リース契約書の写し（リースの場合に限る。）
 - (5) 授乳室の設置状況が分かる写真
- 2 規則第12条の規定による実績報告は、3月10日又は事業完了後10日を経過する日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(事業完了後における交付申請)

第9条 補助金の交付申請は、事業完了後においても行うことができる。この場合において、規則第19条の規定により、規則第12条の手続を省略するものとする。

- 2 前項前段の場合においては、第7条の規定にかかわらず、規則第4条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、第7条第2号及び第3号並びに前条第1項各号に掲げる書類とする。
- 3 第1項の規定による申請は、3月10日までに行わなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第10条 補助事業者は、設置した授乳室の適切な維持管理に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得した授乳室（リースの場合を除く。）を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内においてこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は廃棄するときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金等の交付の決定を辞退し、又は既に補助金等の交付を受けた者が当該補助金等の全部に相当する金額を市に返納した場合はこの限りではない。

(授乳室の推進に係る協力依頼)

第11条 補助事業者は、市が行う授乳室の設置推進に係る普及啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

別表

	購入	リース
対象経費	令和6年5月15日以降に設置される授乳室の購入費用、送料及び設置費用（申請年度の3月10日までに支払ったものに限る。）	令和6年5月15日以降に設置される授乳室（12月以上にわたり設置されるものに限る。）のリース料（組立て及び解体に係る費用並びに送料を含み、申請年度の期間に係るもののうち3月10日までに支払ったものに限る。）（当該物件のリース期間の開始の日から3年を経過する日までの間の使用に係るリース料に限る。）
補助率	4分の3	4分の3
補助上限額	50万円	リース期間1年につき20万円

備考

- 1 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 消費税及び地方消費税を除いた補助対象経費に補助率を乗じるものとする。
- 3 申請は、1会計年度につき、1物件とする。